

事業メニュー		事業内容	事業主体	事業要件	実施基準
1 地域支援型	(1) 都市住民と共生する農業経営の実現	①都市住民と共生する農業経営への支援 ア都市住民と共生する農業経営への支援 ②都市農地の周辺環境対策等に必要な簡易な施設等整備（農薬飛散防止施設、農業体験のための附帯施設 等） イ情報発信活動に関する支援 ①マルシェの開催など、都市農業者と都市住民の交流促進のための取組	市街化区域内農地を有する市町と都市農業関係者等で構成する協議会 市町/農協/民間企業/地域住民や農業者等の組織する団体 等	・事業実施区域が都市計画区域内であること ・簡易な施設等整備に取り組む農地が、市街化区域内農地であって、生産緑地か、都市計画法に規定する市町村基本方針や都市緑地法に規定する市町村基本計画等において保全の方針が示されている農地であること ・事業実施区域が都市計画区域内であり、原則として複数の市町村区域にまたがること	【事業内容の1(1)、2(1)(2)、3(1)(2)(3)】 ○自立的かつ継続的な取組であって、優良事例として全国展開に資すると見込まれること。 ○都市農地及び農的空間を保全するとともに、周辺住民の都市農業への理解及び関心を高めるため、地域の実情を反映した継続的な取組に係る議論、企画及び活動に積極的に取り組むことが確実であること。 ○事業実施主体が任意団体である場合は、代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等が整備されていること。 ○簡易な施設等整備を実施する場合は以下を満たすこと。 ・住宅地に隣接するなど、営農にあたって周辺への配慮が必要な農地における、農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の対策に必要となる施設の整備であること ・農作業体験のための附帯施設等を整備する場合にあっては、農地に附帯して設置される農機具収容施設、休憩施設、トイレ、掲示板等の農作業体験に取り組みやすい環境の整備に資するものであること ・施設の利用計画を作成しており、施設が事業の用途に必要かつ適切な規模であること。 ・事業実施計画に沿って適切に、かつ、耐用年数の期間にわたり施設の利用及び管理がなされると認められること。 ・原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表による耐用年数が5年以上のものであること。 ・目的外使用のおそれが高いもの及び事業効果が少ないものに該当しないこと 等
	(2) 防災協力農地の機能の強化	地方公共団体、都市農業者及び都市住民で組織する団体等が行う以下の活動 ①防災機能の維持や住民等への周知 ②防災協力農地等の維持管理や防災機能強化に必要な簡易な施設整備	市町/農協/民間企業/地域住民や農業者等の組織する団体 等 ※市町が構成員又は連携することが必須	・市町が事業実施主体と連携しているか、事業主体の構成員であること ・防災協力農地に指定する又は指定しようとする農地が、市街化区域内農地であって、生産緑地か、都市計画法に規定する市町村基本方針や都市緑地法に規定する市町村基本計画等において保全の方針が示されている農地であること	
	(1) 都市農業における有機農業等の普及	化学農薬・化学肥料使用低減等の環境負荷低減に向けて取り組む以下の活動 ①都市農業の機能についての理解醸成 ②都市農地の周辺環境対策等に必要な簡易な施設等整備（農薬飛散防止施設、農業体験のための附帯施設 等） ③マルシェの開催など、都市農業者と都市住民の交流促進のための取組	県/市町/農協/農協連合会/民間企業 等	・複数の地域又は業種が連携して一体的に実施すること ・事業実施区域が都市計画区域内であること ・簡易な施設等整備に取り組む農地が、市街化区域内農地であって、生産緑地か、都市計画法に規定する市町村基本方針や都市緑地法に規定する市町村基本計画等において保全の方針が示されている農地であること ・推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成、公表すること	
2 モデル支援型	(2) 都市における農村ファンの拡大	農山漁村との関係人口の創出・地方への人の流れを加速させるために取組む以下の活動 ①都市農業の機能についての理解醸成 ②都市農地の周辺環境対策等に必要な簡易な施設等整備（農薬飛散防止施設、農業体験のための附帯施設 等） ③マルシェの開催など、都市農業者と都市住民の交流促進のための取組	県/市町/農協/農協連合会/民間企業 等	・複数の地域又は業種が連携して一体的に実施すること ・事業実施区域が都市計画区域内であること ・簡易な施設等整備に取り組む農地が、市街化区域内農地であって、生産緑地か、都市計画法に規定する市町村基本方針や都市緑地法に規定する市町村基本計画等において保全の方針が示されている農地であること ・推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成、公表すること	【事業内容の1(2)、2(3)】 ○都市農地を保全するとともに、地域における防災機能を高めるための継続的な取組であって、防災協力農地の全国展開に資するものであること。 ○防災協力農地に指定又は指定しようとする補助対象農地が次の要件を満たしていること。 ・概ね 300 m ² 以上であること ・直近の国勢調査結果に基づき設定された人口集中地区内であること ・協定の締結、農地の登録等の制度により、農地所有者の特定が可能であること ○事業実施主体が任意団体である場合は、代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等が整備されていること。 ○簡易な施設等整備を実施する場合は以下を満たすこと。 ・平常時の営農に必要であり、かつ震災等の非常時に地域住民の安全や生活を守る機能を有する施設の整備であること ・施設の利用計画を作成しており、平常時の営農および非常時の用途に必要かつ適切な規模であること ・事業実施計画に沿って適切に、かつ、耐用年数の期間にわたり施設の利用及び管理がなされると認められること。 ・原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表による耐用年数が5年以上のものであること。 ・目的外使用のおそれが高いもの及び事業効果が少ないものに該当しないこと 等
	(3) 都市部における防災機能の強化	都市住民、都市農業者、地方自治体等が連携して取り組む以下の活動 ①防災機能の維持や住民等への周知 ②防災協力農地等の維持管理や防災機能強化に必要な簡易な施設整備	県/市町/農協/農協連合会/民間企業 等 ※市町が連携することが必須	・複数の地域又は業種が連携して一体的に実施すること ・市町が事業実施主体と連携していること ・防災協力農地に指定する又は指定しようとする農地が、市街化区域内農地であって、生産緑地か、都市計画法に規定する市町村基本方針や都市緑地法に規定する市町村基本計画等において保全の方針が示されている農地であること ・実施に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成、公表すること	
	(1) 宅地等の農地転換による都市農地の創設を支援する取組	農業関係団体、民間事業者等が主体となって、地域住民や地方公共団体等が参加する体制を整備して実施する以下の活動 ①都市農地を創設する取組 ②創設した都市農地の周辺環境対策等に必要な簡易な施設等整備（農薬飛散防止施設、農業体験のための附帯施設 等）	県・市町・都市農業関係者等で構成される組織 ※地方公共団体のみで構成されている組織は不可	・事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。 ・事業実施区域が市街化区域内に所在すること ・簡易な施設等整備に取り組む場合、当該農地が生産緑地に指定されるか、都市計画法に規定する市町村基本方針や都市緑地法に規定する市町村基本計画等において保全の方針が示される見込みがあること ・推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成、公表すること	○防災協力農地に指定又は指定しようとする補助対象農地が次の要件を満たしていること。 ・概ね 300 m ² 以上であること ・直近の国勢調査結果に基づき設定された人口集中地区内であること ・協定の締結、農地の登録等の制度により、農地所有者の特定が可能であること ○事業実施主体が任意団体である場合は、代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等が整備されていること。 ○簡易な施設等整備を実施する場合は以下を満たすこと。 ・平常時の営農に必要であり、かつ震災等の非常時に地域住民の安全や生活を守る機能を有する施設の整備であること ・施設の利用計画を作成しており、平常時の営農および非常時の用途に必要かつ適切な規模であること ・事業実施計画に沿って適切に、かつ、耐用年数の期間にわたり施設の利用及び管理がなされると認められること。 ・原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表による耐用年数が5年以上のものであること。 ・目的外使用のおそれが高いもの及び事業効果が少ないものに該当しないこと 等
3 都市農地創設支援型	(2) 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出を支援する取組	農業関係団体、民間事業者等が主体となって、地域住民や地方公共団体等が参加する体制を整備して実施する以下の活動 ①農的空間を創出する取組 ②創出した農的空間の周辺環境対策等に必要な簡易な施設等整備（農薬飛散防止施設、農業体験のための附帯施設 等）	県・市町・都市農業関係者等で構成される組織 ※地方公共団体のみで構成されている組織は不可	・事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。 ・事業実施区域が市街化区域内に所在すること ・簡易な施設等の整備に取り組む場合、今後農的空間として適切に保全又は利用することが関係者の間で合意されていること ・推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成、公表すること	
	(3) 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入を支援する取組	都市住民、都市農業者、地方公共団体等が連携する体制を整備して実施する以下の活動 ①三大都市圏特定市以外の市町村が生産緑地地区を定めるための支援 ②生産緑地地区内の農地又は事業実施期間内に生産緑地地区に指定されることが確実な農地の周辺環境対策等に必要な簡易な施設等整備（農薬飛散防止施設、農業体験のための附帯施設 等）	県・市町・都市農業関係者等で構成される組織 ※地方公共団体のみで構成されている組織は不可	・事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。 ・三大都市圏特定市以外の市町で実施される取組であること ・市街化区域を含む市町が事業実施主体と連携しているか、事業実施主体の構成員であること。 ・事業実施区域が市街化区域内に所在すること。 ・簡易な施設等の整備に取り組む農地が、生産緑地であるか、又は事業実施期間内に生産緑地に指定されることが確実であること。 ・推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成、公表すること	